

秘書に係る労働者派遣に関する公募型プロポーザル 過去の質問に対する回答

※過去のプロポーザル実施時に質問のあった事項について、回答を記載しています。

質問内容	回 答
プレゼンテーションの所要時間は何分を予定しているか。	企画提案書の説明に15分程度、審査員からの質問時間に10分程度を予定している。
企画提案書について、必要な内容を網羅していれば、パワーポイントで作成し、様式を変更してもよいか。	企画提案の資料をパワーポイントで作成し、プレゼンテーションすることは差し支えないが、企画提案書は、指定の様式で作成してほしい。必要な内容を網羅している場合であっても、様式自体の変更等は認めない。(ただし、記入欄が不足する場合に、適宜、枠を拡大することは差し支えない。)
選定の基準項目や配分について	選定に当たっては、派遣料金のほか、秘密保持や派遣労働者の確保・質の確保、リスク管理、県に対するバックアップ体制など、企画提案書やプレゼンテーションの内容全てを対象に審査を行う。 また、審査に当たっては、審査項目に多少の比重をかけることがあるが、一つの項目のみに特化した評価は考えていない。
派遣実績が膨大になるが、全て網羅するべきか。	派遣実績については、貴社の派遣実績のうち、秘書派遣の実績として①本県内の官公庁やその関係団体への派遣 ②本県内の一般企業等への派遣 ③北陸、中部の官公庁等への派遣 の順に整理して記載していただきたい。膨大になる場合は全てを網羅する必要はない。
派遣実績について、社内規定等の関係上、社名等企业を特定できる情報を記載できないがよいか。	企業等の名称を記載できない場合は、業種名等で差し支えない。
1、2日程度の突発休暇や家庭事情による遅刻・早退等における代替人員は必要か。	入院等で長期休暇となる場合のほか、1～2日程度の休暇をとる場合や遅刻・早退する場合にも、代替人員を求める。 突発的に休暇を取得する際にも、速やかに代替人員の派遣をすることとする。その人員確保の方策について企画提案提出書3(4)に記載すること。ただし、派遣料金が増えることは想定していない。
代替人員の配置方法について	前日までに欠員となることがわかった場合は、当日の朝から代替派遣すること。当日の急な欠員が生じた場合は、速やかに配置をお願いする。

質問内容	回 答
「部長等に対する秘書業務」とは、事業決定権のある管理者に対する秘書業務か。	部長等は、それぞれ所掌する事務の決裁権を持つ管理者である。
各部における時間外勤務の頻度や程度について	時間外勤務については、業務の都合上やむを得ない場合は、時間外勤務を命ずることがある。 時間外勤務は、時期や勤務場所によって異なるが、平均1～5時間／月・人程度である。
想定される出張の頻度および出張先について	これまで出張の実績はない。
業務内容における、その他(秘書業務に)付随する業務の内容について	例えば昼食手配、新聞等の資料・情報の整理および管理、生花(水やりを含む。)、売店での物品購入などがある。
現金等の取り扱いの頻度・金額、持ち出しの有無について	具体的には、部長等の昼食代、出張旅費等の支払に関する現金の取扱いがある。5万円を上限として取扱うこととしている。
事前研修への労働者派遣に対して、派遣料金を請求できるか。	できない。(秘書に係る労働者派遣に関するプロポーザル実施要領「10 事前研修の実施」に記載のとおり)
前任からの業務引継は何日必要か。	5日間を目安としている。後任者の状況(経験の有無等)によってはこれより短期間となることも想定される。 引継ぎに当たっては、前任秘書の勤務場所で行うことが可能である。
派遣開始の日から1年経過しても、秘書検定2級に合格できなかった派遣労働者は、他の者と交替させなければならないのか。	条件を満たさない場合は、原則として交替していただくことになる。ただし、やむを得ない事情により試験を受けられない場合については、2年目以降の就業継続を認められる可能性はあるが、これまでにそのような事例はない。
派遣労働者への定期的な教育・指導とはどのような内容を想定しているのか。また、教育を行う時間は就業時間外としなければならないのか。	PC操作や電話応対、コミュニケーションスキル等、一般的な秘書業務に関する研修等を想定している。就業時間内に行う場合は代替人員を派遣していただく必要がある。

質問内容	回 答
労働者派遣法の派遣労働者の中長期的なキャリアアップ支援という観点から、派遣先による教育研修機会としてはどのような教育研修機会があるか。	業務に必要な能力を習得するための教育訓練に関しては、引継ぎ時のOJTや通常業務の中で能力を身に付けることができると考えており、現状においてその他の特別な研修等を行っていない。
現在就業中の派遣労働者が希望すれば、弊社で雇用して継続的に就業する形にすることは可能か。	可能である。